



平成18年  
4月25日号

No.44

●毎月5・15・25日発行

# 広報 かもがわ

●編集発行・鴨川市総務部市長公室  
広報広聴係

●電話・04(7093)7827

●FAX・04(7093)7850

●住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450

●ホームページ  
http://www.city.kamogawa.lg.jp/

## 新たな発展の基礎づくり

平成18～  
22年度

# 市の「行政改革」がスタート



効果的な行政の実現に向けて

市では、今年度から平成22年度までを実施期間とする「鴨川市行政改革」をスタートさせます。これは、厳しい財政状況や多様化する行政ニーズに対応するため、行政費の削減と一層スリムな行政をめざすものです。改革の内容は、民間への委託や指定管理者制度の導入をはじめ、職員数の削減、市の財政や行政組織、事務・事業についての見直しです。さらに、小・中学校の統合や幼稚園・保育園の一元化なども盛り込んでいます。なお、行政改革の進み具合や結果については、市の広報紙やホームページでお知らせしていきます。

## 事業の見直しや職員数の削減を中心に

市の行政改革は「鴨川市行政改革大綱」に沿って進めます（別表）。この大綱は、『効率的な行政運営』『安定した財政基盤の確立』『住民自治の一層の向上』を重点項目に、次の内容で構成しています。

### 効率的な行政運営

■民間活力の導入を推進  
行政サービスの向上や経費削減が見込まれる事業には、民間活力の活用を図ります。また、「公の施設」で指定管理者制度の導入が可

能な施設については、積極的に導入を図ります。

### 時代に即した行政組織の構築

多様化する行政ニーズに的確に対応するため、常に効率的・効果的な施策を展開できるように行政組織を見直し、職員の適正配置を図ります。

また、小・中学校の統合をはじめ、学校給食センターや市内3か所のごみ処理施設の統廃合なども検討していきます。さらに、子育て環境を整備するため、幼稚園と保育園の一元化に取り組んでいきます。

### 安定した財政基盤の確立

#### ■自主財源の確保

市税の徴収率などについて目標数値を定めた年度計画を策定し、徴収体制の強化を図ります。また、施設の使用料や証明書発行の手数料などを定期的に見直し

#### ■歳出の節減合理化

今年度を基準とした「定員適正化計画」に沿った職員数の削減を行うほか、給



市民サービスを充実します

与のあり方についても総合的に点検し、必要な見直しを図ります。

### 住民自治の一層の向上

#### ■市民の利便性の向上

ホームページや広報紙の掲載内容を充実させるほか、市税や手数料などの納付場

## 「定員適正化計画」の策定 5年間で60人以上削減を目標に

スリムで効率的な行政をめざす市では、このほど「定員適正化計画」を策定しました。この計画は、地方

一方、各種団体の運営や施設整備などに交付している補助金については、ガイドラインを策定し、整理・合理化を推進します。

#### ■公営企業などの改革

水道事業では、中期経営計画を策定し、経営の健全化を図ります。病院事業では、将来の方向性を総合的に検討し、事業の方向を決定します。

### 住民自治の一層の向上

#### ■市民の利便性の向上

ホームページや広報紙の掲載内容を充実させるほか、市税や手数料などの納付場

所を増やし、利便性を向上させます。

#### ■市民参加による市政の推進

各種委員の公募や公開会議の開催ほか、「パブリックコメント」制度を導入していきます。これは、重要な計画を策定する場合などに、事前に素案を公表し、皆さんから意見を伺う制度です。

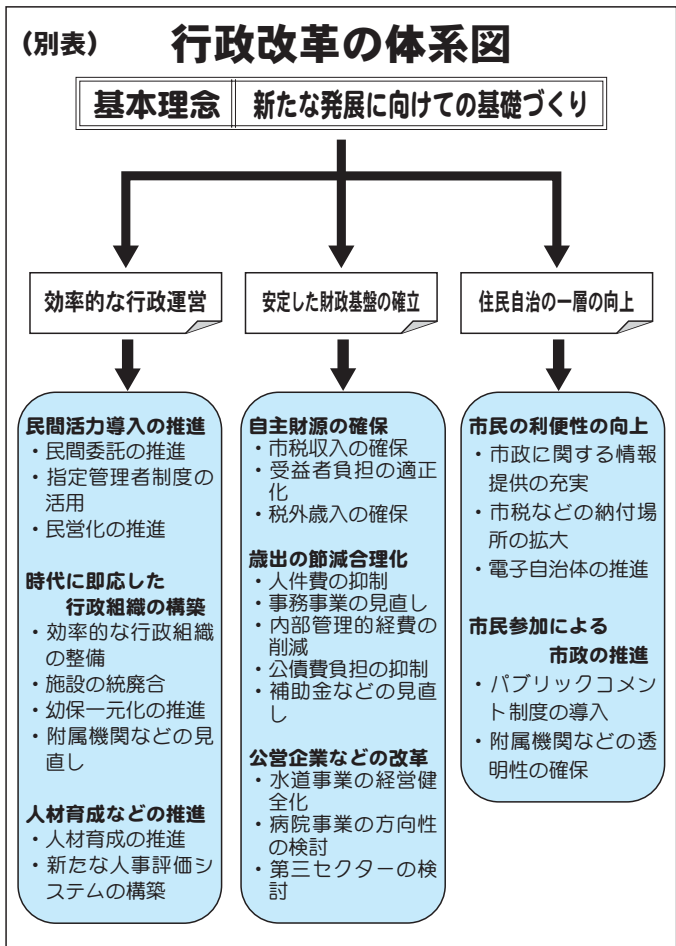
### 取り組み状況の公開

行政改革大綱の実施期間は平成18年度から22年度までの5年間です。今後は、行政改革の内容や進み具合などを市の広報紙やホームページで公表していきます。

点的に進め、実効性を高めていきます。

#### ■実現のための方策

- ・計画的な新規職員の採用
- ・勧奨退職制度の維持
- ・職員の任用や研修の充実
- ・事務事業のスリム化
- ・施設の統廃合や指定管理者制度の導入



分権の進展や多様化する行政ニーズに対応するため、合併に伴って増加した職員数の削減を図り、人件費を抑制しようとするものです。

計画の期間は、今年度から平成22年度までの間で、目標とする職員数の削減数を60人以上としています。

これが実現すると、平成18年4月1日現在で556人となっている職員数が、5年後には496人以下となります。

この削減数は、人口や産業などが類似した市町村を参考に、総務省が類型化した「類似団体別職員数」を基準にしたものです。

「定員適正化計画」の実施にあたっては、事務・事業の見直しや職員資質の向上を図るなど、次の点を重

**5/2 市の「都市計画」が決まります**

用途地域や防火地域など土地利用のルールを定めた市の「都市計画」が、5月2日に決定・告示されます。対象となる鴨川・東条・西条地区の一部で建物の建築を予定する場合は、このルールに適合するようにしてください。問い合わせは市都市建設課 ☎(7093)7835 へ。

として保存しました